平成３０年（フ）第２０２号
千葉市花見川区花島町407番地６
債務者　角井　宏則
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２０４号
千葉県市原市八幡北町３丁目４番地４　マンションエポック103号室
債務者　髙橋　博美
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２０６号
千葉県船橋市湊町２丁目16番11―303号
債務者　川村　　哲
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２０７号
千葉県船橋市湊町２丁目16番11―303号
債務者　川村　信江
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２２６号
千葉市稲毛区稲毛３丁目18番15―205号
債務者　菅野　一郎
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２４０号
千葉県習志野市鷺沼１丁目11番14号　斉藤荘206号
債務者　大澤　保弥
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２５２号
千葉県船橋市大穴北３丁目１番16号
債務者　三船　　晃
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２５７号
千葉県市原市光風台３丁目181番地
債務者　白﨑　美香
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２６１号
千葉県船橋市大穴北４丁目31番19号
債務者　永井　富男
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２６２号
千葉県船橋市大穴北４丁目31番19号
債務者　永井加代子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２６７号
千葉県市川市新田４丁目８番23―303号　（市川ヴィラ）
債務者　橋本　　恵
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２６８号
千葉県船橋市馬込西２丁目６番16号
債務者　竹内　宏之
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２７０号
千葉県市川市下貝塚３丁目４番１号
債務者　東　　浩美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２８１号
千葉市中央区青葉町1269番地　青葉の森公園通り１―101号
債務者　中居　文吾
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２８４号
千葉県市原市八幡534番地１　201
債務者　上園　　誠
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２９４号
千葉県船橋市習志野４丁目２番９号　ホワイティ習志野201号
債務者　山田安里紗
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３０３号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目42番地１
債務者　黒田　明広
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係